

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書

70歳以上の高齢者の半数は、加齢性難聴と推定される。難聴になると家庭内でも社会的にも孤立しやすく、人と会う機会や会話が減ってしまうことも少なくない。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とするなど、生活の質を落とす大きな原因になり、認知症やうつ病になる傾向が強いと専門家も指摘している。

日本の難聴者率は、欧州諸国と大差ないと言われているが、補聴器使用率は欧州諸国と比べて極めて低い。日本補聴器工業会が行ったジャパントラック2022調査報告では、日本では難聴者の補聴器所有率が15%で、デンマーク55%、イギリス53%、フランス46%、ドイツ41%などと比較しても極端に低い所有率となっている。その背景には、日本では補聴器の価格が片耳当たりおおむね20万から50万円と高額で、保険適用がないため全額自己負担となっていることにある。高度・重度難聴者の場合は、補装具費支給制度により負担軽減され、中等度以下の場合は購入後に医療費控除が受けられる。しかし、それに該当しない約9割の方は自費で購入しているため、特に低所得の高齢者に対し配慮が求められる。欧州ではすでに確立している補聴器購入に対する公的補助制度が日本にも必要である。

令和5年6月14日、第211回通常国会では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が全会一致で成立した。認知症の人が個性や尊厳を保障され、希望をもって暮らせる社会づくりへの一歩として、加齢による難聴者の補聴器購入に対する国の補助制度を創設するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣